

長崎県立大学学科長に関する規程

〔平成20年11月5日〕
規程第53号

改正 平成22年11月2日規程第16号
改正 平成26年12月2日規程第21号
改正 平成27年3月3日規程第39号
改正 平成27年11月10日規程第84号
改正 平成29年12月5日規程第29号
改正 令和2年2月4日規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第10条第2項の規定に基づき、長崎県立大学の各学科長（以下「学科長」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学科長は、次の各号に掲げる業務を掌理し、学科を円滑に運営するものとする。

- (1) 学科の会議に関する事
- (2) 学科における所属教員の服務及び研修等に関する事
- (3) 学科の教育課程に関する事
- (4) その他学科の運営に関する事

一部改正 [令和2年規程第9号]

(選考)

第3条 学科長候補者の選考は、当該学科の推薦に基づき、学長が行う。

(選考の時期)

第4条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学科長候補者の選考を行う。

- (1) 学科長の任期が満了するとき
 - (2) 学科長が辞任を申し出たとき
 - (3) 学科長が欠員となったとき
- 2 学科長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の1月以前に、同項第2号または第3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(選考の基準)

第5条 学科長候補者は、当該学科の専任の教授のうちから選考する。

(学科長候補者の推薦)

第6条 学長は、学科長候補者を選考するため、当該学科に対して候補者の推薦を求める。

- 2 前項の推薦の求めに基づき、当該学科は複数の候補者を学長に推薦する。

一部改正 [平成22年規程第16号]

(教育研究評議会での審議)

第7条 学長は、前条の規定に基づき推薦を受けたときは、教育研究評議会に学科長候補者の選考について意見を求めるものとする。

- 2 教育研究評議会は、前項の求めを受けたときは学科長候補者の選考について審議し、その結果を学長に報告する。

一部改正 [平成27年規程第39号]

(任命の申出)

第8条 学長は、前条第2項の規定により教育研究評議会から報告を受けたときは、学科長候補者の選考について決定し、理事長に任命の申出を行うものとする。

(任期)

第9条 学科長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第4条第1項第2号又は第3号の事由により選出された者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(解任)

第10条 学長は、学科長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学科長たるに適しないと認めるときは、理事長に対して解任の申出を行うことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反があるとき

2 学長は、前項の申出をしようとする場合には、当該学科長に対し弁明の機会を与えるものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学科長の選考及び任期等に関し必要な事項は、教育研究評議会の意見を聴いて学長が定める。

一部改正 [平成27年規程第39号]

附 則

改正 平成26年12月2日規程第21号

改正 平成27年11月10日規程第84号

改正 平成29年12月5日規程第29号

改正 令和2年2月4日規程第9号

- 1 この規程は、平成20年11月5日から施行する。
- 2 この規程の施行に際し現に学科長の職にある者は、この規程により選考されたものとみなす。
- 3 平成27年4月1日に任命される学科長の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 4 平成28年4月1日に任命される経営学科長、国際経営学科長、公共政策学科長、実践経済学科長、国際社会学科長、情報システム学科長及び情報セキュリティ学科長の選考については、第3条、第6条及び第7条第1項の規定にかかわらず、学長は、当該学科に対して候補者の推薦を求めることなく学科長候補者を選考し、教育研究評議会に意見を求めるものとする。
- 5 平成28年4月1日から当該学科が存続する間に任命される経済学科長、地域政策学科長及び流通・経営学科長の選考については、第3条、第6条及び第7条第1項の規定にかかわらず、学長は、当該学科に対して候補者の推薦を求めることなく、経営学部長、地域創造学部長、地域創生研究科地域社会マネジメント専攻長、経営学科長、国際経営学科長、公共政策学科長及び実践経済学科長の中から候補者を選考し、教育研究評議会に意見を求めるものとする。
- 6 平成28年4月1日から当該学科が存続する間に任命される国際交流学科長の選考については、第3条、第6条及び第7条第1項の規定にかかわらず、学長は、当該学科に対して候補者の推薦を求めることなく、国際社会学部長、情報システム学部長、地域創生研究科地域社会マネジメント専攻長、同研究科情報工学専攻長、国際社会学科長、情報システム学科長及び情報セキュリティ学科長の中から候補者を選考し、教育研究評議会に意見を求めるものとする。

7 平成30年4月1日に任命される学科長の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則（平成22年11月2日規程第16号）
この規程は、平成22年11月2日から施行する。

附 則（平成26年12月2日規程第21号）
この規程は、平成26年12月2日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規程第39号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月10日規程第84号）
この規程は、平成27年11月10日から施行する。

附 則（平成29年12月5日規程第29号）
この規程は、平成29年12月5日から施行する。

附 則（令和2年2月4日規程第9号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。